

平成28年度第7回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成28年7月8日(金) 午後4時00分～5時15分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 松沢 幸一
委員 小島 貴子
【事務局】 事務局長ほか5名

4 議事

会議冒頭で、議案第1号から第5号まで並びに報告第1号及び第2号については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号「平成28年(不)第1号事案について」

平成28年6月23日付けで請求人から提出された準備書面(1)等を報告するとともに、処分者に対して請求人の主張に対する認否等を求めることについて決定した。

議案第2号「平成27年(不)第1号事案について」

平成28年6月17日付けで請求人から提出された証拠申出書等を報告するとともに、処分者に対して証拠の申出に対する認否等を求めることについて決定した。

議案第3号「平成26年(不)第1号事案について」

平成28年7月1日付けで請求人から提出された反論書8等及び、平成28年6月8日付で処分者から提出された上申書を報告した。また、処分者に対して請求人の主張に対する認否等を求めることについて決定するとともに、口頭審理のため第2回準備手続を実施し、委員長に委任することについて決定した。

議案第4号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育委員会委員長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

議案第5号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育委員会委員長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

報告第1号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育委員会委員長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものとして平成28年6月22日付で埼玉県人事委員会事務決裁規程第4条に基づき委員長専決で認定したことについて報告した。

報告第2号「裁決取消請求控訴事件について」

裁決取消請求控訴事件について、棄却とする判決の言渡しが行われたことについて報告した。

報告第3号「懲戒処分の基準の一部改正について」

教育委員会委員長から、「懲戒処分の基準」の一部改正について通知されたため、その内容について報告した。

報告第4号「職員団体からの要請書等について」

職員団体から人事委員会委員長宛てに、2016年人事委員会勧告に向けた重点要請書等が提出されたことについて報告した。